

令和2年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）仕様書

1 件名

令和2年度レンタカー賃貸借業務（環境省関係）

2 賃貸借期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 車種及び台数

(1) 軽バン4WD 1台

4 賃貸借場所

南相馬市内

5 借り上げに関する条件

- (1) 賃借料は、利用月の翌月に、1か月分をまとめて請求すること。
- (2) 借上車両は、原則としてETC、カーナビ付きとし、冬期間はスタッドレスタイヤに換装し、タイヤ及び換装費用を含むものとする。なお、11月中にスタッドレスタイヤへの交換を行うものとする。
- (3) 借上車両は、原則として賃貸借場所内にある福島県教育庁文化財課南相馬市駐在に納車するものとする。
- (4) 上記条件以外については、協議の上決定する。

5 保険補償額

借上車両には、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償内容を最低限具備していること。

- (1) 対人補償 無制限（自賠責を含む）
- (2) 対物補償 2,000万円（免責額0万円）
- (3) 車両補償 時価額（免責額0万円）
- (4) 搭乗者補償 1名につき3,000万円